

議案第10号

羽曳野市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市敬老祝金条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和3年2月26日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

敬老祝金の支給資格及び支給の額の見直しを行うため、この条例を制定しようとする
ものであります。

羽曳野市敬老祝金条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市敬老祝金条例(昭和 35 年羽曳野市条例第 158 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「77 歳、88 歳及び 100 歳の誕生日並びに 101 歳以上」を「、88 歳の誕生日を迎える者及び 100 歳」に改める。

第 3 条第 1 項第 1 号を削り、同項第 2 号中「20,000 円」を「10,000 円」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号中「100,000 円」を「30,000 円」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

羽曳野市敬老祝金条例 新旧対照表

新	旧
<p>(受給資格)</p> <p>第 2 条 敬老祝金は、次の各号のいずれにも該当する者に支給する。</p> <p>(1) 敬老祝金を支給する日が属する年度内において、<u>88 歳の誕生日を迎える者及び 100 歳の誕生日を迎える者</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(支給の額)</p> <p>第 3 条 敬老祝金は、次の各号に掲げる受給資格を有する者(以下「受給資格者」という。)の年齢の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を支給する。</p> <p><u>(1) 88 歳の者 10,000 円</u></p> <p><u>(2) 100 歳の者 30,000 円</u></p> <p>2 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(受給資格)</p> <p>第 2 条 敬老祝金は、次の各号のいずれにも該当する者に支給する。</p> <p>(1) 敬老祝金を支給する日が属する年度内において <u>77 歳、88 歳及び 100 歳の誕生日並びに 101 歳以上の誕生日を迎える者</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(支給の額)</p> <p>第 3 条 敬老祝金は、次の各号に掲げる受給資格を有する者(以下「受給資格者」という。)の年齢の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を支給する。</p> <p><u>(1) 77 歳の者 10,000 円</u></p> <p><u>(2) 88 歳の者 20,000 円</u></p> <p><u>(3) 100 歳の者 100,000 円</u></p> <p><u>(4) 101 歳以上の者 50,000 円</u></p> <p>2 省略</p> <p>以下省略</p>